

出てきて、それで1年早めて法制化したという背景がある。「夕張ショック」とよく言われるが、夕張に関して私たちは正しい視点をもつべきじゃないかと思う。

マスコミ報道あるいは有識者の中でも少なからぬ人が、やはりあれは第三セクター等々の観光事業開発、そういうふうな非常に将来について計画的に不安定なものに対して自治体が投資したと、その結果債務が広がって破綻したというふうな書き方をしている。客観的に見ると、ある意味その指摘ははずれてはいないが、そこに至る背景というものについて私たちはきちんと認識しておく必要がある。

夕張がああいうふうな観光事業のほうに傾斜していった背景には、まず一つは国策がある。結局あそこは石炭産業を主産業とする自治体であった。それが石炭産業が徐々に衰退していくなかで、国がそれに対してきちんとした政策的な方向性を打ち出せなかった。それから二つ目の問題として、バブルの崩壊に際して国は経済の浮揚策として財政をどんどん導入していった。ところが国の財政誘導だけではとてもバブル崩壊後の経済を支えきれないということも

あって、その時点で地方財政に目をつけた。地方財政も使って公共事業等の投資を促進することによって、バブルの崩壊を乗り切ろうという一つの国策があった。その中で夕張、大鱈もそうだけれども、そういう自治体が国の政策、経済政策の一つの手段として使われたという背景がある。そこをまず理解しておく必要がある。つまり夕張の崩壊は単に夕張の問題じゃない。そこにはやはり国の政策があって、その政策的な誘導によって引き起こされたということがある。

私はこの間、夕張に調査という形で2回ほど行って来たけれども、公共料金は非常に高いし、サービスは低下している。ただ従業員の人は自分たちの手で再生しようという姿がひしひしと感じられるし、住民とくに高齢者が多いけれども、自治体に対して特別の愛着をもっている。なかなか再生は大変だろうけれども、一生懸命取り組んでいるという現状である。

《総務省が考える「これまでの財政再建制度」の問題点。真のねらいは「国による行政的統制の強化」》

新しい破綻法制が出てくるということは、これまでの財政再建制度について総務省あるいは政府自身が何らかの問題点を考えていたということである。そこでどういう問題点を指摘していたのかということだが。

①これまでの自治体の財政に関して情報開示はしてたけれども、一般人がなかなか目にするような機会がなかったと、そういう意味での情報開示がなかったという指摘がある。

②二つ目の指摘としては、いきなり再建団体の基準になっていると。やはり早期是正という機能がこれまでの財政再建制度の中にはなかったということである。

③三つ目の指摘、これはフローとストックの関係、ちょっと経済用語でめんどろな話になるが、いままでの再建制度というのはフロー、要するに単年度の収支の指標のみを使って、ずっとこれまでの流れの中での経済指標ということについて対象になっていなかったという指摘である。

④四つ目は一般会計、要するに自治体の一般会計だけを対象としていると、だから公営企業、地方公社、第三セクター、独立行政法人など自治体が出資しているような企業との関連

性が全く考慮されてなかったと。

⑤財政指標の正確性等を担保する手段が十分でないこと。

⑥再建を促進するための仕組みが限定的であること。

⑦地方財政運営において、護送船団方式により形成された「国がなんとかしてくれる」という神話が財政規律の緩みにつながってきた面が存在すること。

ある意味、情報公開されてなかったということ、フローの指標だけでストックの指標について対象にならなかったというのも、指摘があたっている部分もある。しかし、現行制度で自治体の再建はできないのか。私はそうは思わない。

現在、地方全体の債務が膨らみ、それが自治体財政を悪化させていることは事実であるが、これは自治体財政運営を規律する制度上の問題点に起因していると考えるのは間違いである。自治体の債務が膨張したのは1990年代における国の経済（景気回復）政策に地方財政が動員されたことが主な原因であり、過去の経済政策に伴う累積債務の償還に関しては政府の責任が重大であるということを見逃してはならない。

また地域総合整備事業債などの元

利償還金に対する交付税措置などによって、安易な起債が助長されたことについても問題がある。「財政の緩み」を論じるのであれば、このような地方債と交付税を結びつけたシステムを基本に国の経済政策に地方財政を動員したことの問題点を総括すべきである。

したがって、従来の財政再建制度に問題があるとは考えにくく、財政健全化法導入の真のねらいは「新たな自治体財政規律のルールづくりとそれに伴う国による行政的統制の強化」にあると考えるべきである。

#### 《財政健全化法の概要》

次に健全化法の概要だが、一般市民でも数値を見ることによってある程度判断できる簡潔な指標を導入しようということで、次の四つの指標をつくった。

①実質赤字比率。②連結実質赤字比率。③実質公債費比率。④将来負担比率。

①の実質赤字比率③の実質公債費比率は若干形は違うけれども、従来の再建制度の中でも基本的な考え方としてはあった。今回新たに加えられたのが②と④である。

それぞれの比率は何を意味するの

か。①の実質赤字比率というのは、普通会計、これは通常の自治体の一般会計の赤字の額の標準財政規模に対する比率である。例えば標準財政規模が100億の自治体があって、普通会計の実質赤字が10億あれば、実質赤字比率は10%ということになる。

②今回新しく出てきた比率である。従来は要するに地方公営企業あるいは自治体の出資企業については再建制度の評価の対象外だったが、それらの全会計の赤字を実質連結して合計額と標準財政規模を比べて比率で表すというふうに理解してもらえばいい。連結されるものとしては普通会計、特別会計、あるいは特別会計のうちの事業会計、企業会計等々がある。

③これは自治体がいろんな事業を展開する際に起債という借金をし、それを何年かかけて償還していくわけだが、その起債した公債費と標準財政規模を比較した比率がこれにあたる。これは実質赤字比率よりも連結の幅がさらにふくらんでいて、一部事務組合、広域連合まで対称にする。この概念自体は従来からあったものである。

④これが実は非常にややこしい、意味不明な比率である。いろんな先生

## 「地方公共団体の財政 の健全化に関する法律

### 」(財政健全化法)が 青森県の自治体に与え る影響を考える。(1)

金川 佳弘

4月9日、第31回理事会で標記の  
題で金川氏を講師に学習会をやり  
ました。その要旨を掲載します。

#### 《はじめに》

私は自治労連の青森県本部の執行委員と、あとは全国の自治体病院闘争委員という形で、自治体病院に関わる問題の全国の運動方針を作成する仕事をしている。その中で自治体病院をとりまく状況の中で、財政健全化法と自治体病院の関わりというもの非常に重要だということで、そういう観点から財政健全化法について若干勉強をしている。

いままで自治体という視点から健

全化法を見ていたが、今日は病院も含めた地方公営企業の観点から健全化法を見るとどういふふうな見方ができるかということも含めながら話をしたい。

#### 《どこからスタートしたか》

健全化法は最初どこからスタートしたのか、どういふ考え方で健全化法が出てきたのかということをもまず理解しておく必要がある。

健全化法は竹中元総務大臣が主宰した「地方分権 21世紀ビジョン懇談会」(「ビジョン懇」と略されている)の中で出てきた。

結局のところ地方財政がこれまで護送船団方式で、しかも「無計画で無秩序で」—これは彼らの認識だが—運営されてきたということで、破綻法制を導入しないとどうにもならないんじゃないかと、「ビジョン懇」の中でそういう議論があって、総務省自体は破綻法制導入ということで、2004年か5年、3年以内に導入せよという話があってその方向で導入する検討が始まっていた。

《「夕張」に関して正しい視点をもつべきである》

昨年、夕張市の財政破綻の問題が

## 第8回定期総会での議

### 論を受けて

第8回定期総会で議論された問題について、第30回、31回理事会で整理、議論し、理事会に出席できなかった理事からは文書で意見を出してもらい、それらを検討して以下のように決めました。

1. 総会の開催時期について。総会は6月中に開催する。
2. 予算の組替えについて。「事務局費」450,000円とあるのを「事務局費」400,000円に。「予備費」7,736円とあるのを「予備費」57,736円にそれぞれ組替える。

## セミナーは10月11日

～12日

今年の第8回青森県自治体・地域づくりセミナーは10月11日～12日の日程で大鰐町で行います。

内容としては以下のようなことを検討しています。

・2008年度は「財政健全化法」が施行され、自治体の財政問題があらためて浮上してくる。この自治体の財政危機の本質とその解決策を目指した政策提起を自治研が自治体と一緒に取り組む。

大鰐町をその対象自治体とする。その運動の中に第8回セミナーを位置付ける。

- ・第8回セミナー講師は保母武彦先生を位置づけ、何度か現地に入ってもらって調査などをしてもらおう。
- ・併せて大鰐町の再生を考えている住民及び団体との接触をはかる。
- ・これらの取り組みを通して、「大鰐町の再生のために（提言）」を作成することを試みる。
- ・東北各県にも呼びかけて一緒に取り組むことも考える。
- ・そのための資金づくりの計画を立てて取り組む。

### 《現在の状況》

7月下旬に現地に入って調査や意見交換をやる方向で保母氏や大鰐町の二川原町長と打合せ中。

方とも話をしたが、この部分に関しては意味不明だと言う方が非常に多い。将来負担額の内容としては、

- ア) 地方債現在高。
- イ) 債務負担行為。
- ウ) 特別会計や一部事務組合等の地方債の元金償還に充てる当該団体からの負担見込み額。
- エ) 退職手当支給予定額（全職員に対する期末要支給額）のうち一般会計負担見込み額。
- オ) 公社・第三セクター等の設立法人の負債額等のうち一般会計等の負担見込み額。
- カ) 連結実質赤字額。
- キ) 一部事務組合等の連結実質赤字額相当額のうち一般会計等の負担見込み額。である。

これで例えばエ)の退職手当支給予定額。つまり退職する人たちの退職金まで将来の負担比率に含めるといふ書き方をしているが、一挙に辞めるわけじゃないが、ここまでやる必要があるのか、こういう基準を作ってもはたして意味があるのかということである。

### 《道州制も視野に入れている》

私がこの健全化法の判断比率で問題だと思っている点について二、三

指摘したい。まず一つはすべての比率の分母が標準財政規模になっていることである。標準財政規模というのは、地域に住んでいる住民の数とか面積とか小学校の数、消防署の数など、いろんなものが算定基準となって決まってくる。つまり大きい自治体ほど標準財政規模が大きく、小さい自治体ほど小さい。そして分母が大きいほど比率は低くなる。つまりこのやり方をすると、小さい自治体ほど健全化法の判断基準にひっかかってくる可能性が高い。これは何を意味するかというと、国としては小さい自治体はいらない、要するに合併して大きい自治体を目指しなさいと。最終的には道州制まで視野に含めているんだろうと思う。

《総務省の考え方では、小さい自治体はクリアーしていけない》

総務省は、「小さい自治体が不利になる」という懸念に対して、そのへんは考慮していると言っている。どいういう考慮の仕方をしているかという、早期健全化の対象となる基準とか、あるいは許可制、許可を必要とするところに移行する基準というのは、自治体の規模が大きいほうが低くなっている。つまりハードルが

2008年6月16日 第41号

【事務局】青森自治研 三上正悟

〒030-0852 青森市大字大野字若宮 165-19

TEL 017-762-6234

## 情報

### ★大阪自治研で提言発表。

大阪自治体問題研究所では5月15日、府政記者クラブにおいて「橋下PT 試案」への対案「財政再建プログラム試案に対する中間提言—府民のくらし・福祉を守ることと両立できる大阪府財政再建、もう一つの道—」を発表しました。

「PT 試案」の1100億円削減ありきではなく、300億円削減で府民のくらし・福祉を守りながら財政再建を行う「ソフトランディング」のシミュレーションを行いました。内容は 1. 大阪自治体問題研究所の基本的考え方。2. もう一つの道へ、財政運営の試算。3. 不合理な大阪府案の前提。4. 大阪府の財政再建案では、大阪の将来に重大な禍根を残す。の4つの章からなっています。

### ★くまもと自治研も。

くまもと地域自治体研究所は提言「熊本県民の暮らしと財政」をまとめ、3月3日記者会見で発表しました。内容はⅠ. 熊本県財政の状況—財政再建団体の危険は？Ⅱ. 「バランスシート」から見えてくるもの。Ⅲ. なぜ「財政危機」に。Ⅳ. 県内に広がる地域間格差。の4つの章からなっています。

(※大阪自治研の提言が必要な方は事務局までご一報ください。)

の参加を!

日時：2008年6月28日(土)、  
午後2時～4時  
場所：青森県教育会館  
講師：古川 正隆氏(蓬田村長)  
演題：住民の暮らしと地方自治  
参加費：300円  
★終了後、参加者有志で懇親会  
を行います。(そば屋「柿崎」会  
費4,000円)

## 第50回自治体学校

### in 大阪

第50回という節目の自治体学校が大阪で開かれます。

詳しいことは同封するパンフレットを参照してください。

★なお、学校の2日目(7月26日の夜)に自治体職員OB・OGの交流会があります。詳しい説明書も同封します。

きつくなっている。で、小さい自治体ほど高くしている。これをもって総務省は別に財政規模の小さい自治体は基準をゆるめると、だからそこは考慮してるんだという言い方をしている。しかし、実際いろんな想定で計算してみると、この程度のやり方では小さい自治体はクリアーしていけないということが、いろんな先生方から出されている。したがってこの指標に関して言えば、小さい自治体ほど不利な状況に追い込まれやすい形になっているというのが第一点だ。で、青森県の自治体というのは比較的標準財政規模の小さい自治体が多いから、当然この影響を受けやすい環境にある。

(以下つづく)

## 住民の生活と教育を考

### るつどい

自治研では、「教員採用制度と臨時教職員制度の改善を求める青森県民の会」との共催で、標記のつどいを開催します。内容は以下のとおりです。チラシを同封しますので、多く